

循環型社会形成推進モデル事業施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、循環型社会形成推進モデル事業施設整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）の定めによるほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 補助金は、岡山県産業廃棄物処理税条例（平成14年岡山県条例第47号）第1条に規定する産業廃棄物処理税を財源として、岡山県循環型社会形成推進条例（平成13年岡山県条例第77号。以下「条例」という。）第29条第1項の規定に基づいて知事が承認する「岡山県資源循環推進事業」の内、「岡山県循環型社会形成推進条例施行規則（平成14年岡山県規則第37号。以下「規則」という。）第9条第1項第1号に定める事業の実施に当たって、モデル事業として先進的なりサイクル関係施設等の整備に要する経費の一部を補助することにより、当該事業の円滑な実施を支援し、岡山県内における資源循環型社会の形成の推進及び新規産業としての環境産業の振興を図ることを目的とする。

(交付対象事業の内容等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容や補助率等は別表のとおりとし、知事が必要かつ適当と認めたものについて、予算の範囲内で補助金を交付する。

(交付申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書に知事が定める書類を添え、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第5条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 知事は、前条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第6条 補助事業者は、前条の規定による補助金交付決定後に補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受領した日から起算して20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容又は経費の配分の変更)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ様式第3による補助事業変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(軽微変更)

第8条 前条第1項ただし書きの「軽微な変更」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 補助の目的及び補助事業の実施に影響を及ぼさない範囲の、原材料の数量、機械等の細部仕様の変更、その他補助事業の細部の変更をする場合
- 二 補助対象経費の区分ごとに配分された額の変更で各配分額の20パーセント(当該経費区分の20%に相当する額が20万円以下の場合は20万円)以内の流用

(事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ、様式第4を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了しない見込みとなった場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第5を知事に提出し、指示を受けなければならない。

(状況報告等)

第11条 補助事業者は、補助事業実施年度の10月31日現在における補助事業の遂行状況を様式第6により同年度の11月30日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、必要と認めるときは、補助事業者に対し経理状況その他必要な事項について、報告をさせ、又は検査を行うことができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第9条により中止(廃止)の承認を受けたときは、その日から起算して15日を経過した日又は補助金交付決定年度内の3月20日のいずれか早い日までに様式第7による実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助金交付決定年度内において補助事業が完了できないと見込まれるときは、前項に準ずる実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第 13 条 知事は、前条第 1 項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 7 条第 1 項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。
- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

- 第 14 条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第 8 による精算（概算）払請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第 15 条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第 9 により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(財産の処分等)

- 第 16 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械及び器具を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供し（以下、併せて「処分」という。）ようとするときは、あらかじめ様式第 10 号を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 10 年又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）別表に定める耐用年数を経過した処分についてはこの限りでない。
- 2 知事は、前項の承認を受けて財産を処分することにより収入のあった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(補助金関係書類等)

- 第 17 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間、知事から請求のあったときはいつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

(交付決定の取消し等)

第 18 条 知事は、第 9 条の規定により補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 5 条の規定による交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

一 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは条件に違反した場合

二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して補助事業者に対当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項に基づく補助金の返還については、第 13 条第 3 項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第 19 条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、様式第 11 による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第 12 条に定める報告書に様式第 12 による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

(事業の推進等)

第 20 条 補助事業者は、補助事業完了後も補助事業の成果を活用して、循環型社会の形成の推進に努めなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間を経過するまでは、毎会計年度終了後 30 日以内に補助事業に係る過去 1 年間の状況について、様式第 13 による施設整備事業経過報告書により知事に報告しなければならない。

3 前項の補助事業者は、前項の証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後、3 年間保管しなければならない。

(契約等)

第 21 条 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、事前に知事の承認を得て実施に関する契約を締結し、知事に報告しなければならない。

い。

(附 則)

この要綱は、平成15年3月31日から施行する。
この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
この要綱は、平成19年1月4日から施行する。
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別 表 (第3条)

補助事業の内容	対象施設	補助対象経費の区分	地域区分	補助率	補助上限額
岡山県資源循環推進事業の内、規則第9条第1項第1号に定める事業（地域産業において蓄積された技術等を活用して原材料等が廃棄物等となることの抑制又は循環資源の循環的な利用を推進する施設の整備を行う事業）であって、岡山県補助金の支援により事業の円滑な実施が確実となるもの	左記事業で整備される施設の内、新技術等を利用して原材料が廃棄物等となることの抑制又は循環資源の循環的な利用を行う中核施設（一体不可分な付属設備を含み建屋を含まない）	<p>工 事 費</p> <p>*付帯工事費を含まない</p> <p>*土木工事費については、中核施設の設置に不可欠なもの（当該施設の基礎等）に限る</p> <p>機 械 装 置 費</p> <p>設 計 費</p> <p>諸 経 費</p> <p>*知事が認めたものに限る</p>	岡山市・倉敷市	1 / 4 以内 （ただし、原材料等が指定循環資源となることの抑制又は指定循環資源の循環的な利用を促進する施設の整備を行う場合は1 / 3 以内）	750万円
			上記以外	1 / 2 以内 （ただし、原材料等が指定循環資源となることの抑制又は指定循環資源の循環的な利用を促進する施設の整備を行う場合は2 / 3 以内）	1,500万円

注) 「指定循環資源」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項に規定する産業廃棄物のうち、燃え殻、ばいじん、汚泥、鉞さい及び廃プラスチック類をいう。

(様式第1)

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

令和 年度循環型社会形成推進モデル事業施設整備費補助金交付申請書

岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号)第4条の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
別紙1 事業計画書のとおり。
- 2 補助事業の開始及び完了予定年月日
年 月 日～ 年 月 日
- 3 補助事業に要する経費 円
- 4 補助対象経費 円
- 5 補助金交付申請額 円
- 6 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額
別紙2 経費の配分調書のとおり。
- 7 その他
県税の完納証明書を添付すること

事業計画書

- 1 事業名称
- 2 事業主体
- 3 事業内容
 - (1) 内容
 - (2) 実施場所
 - (3) 敷地面積
 - (4) 建築面積
 - (5) 延床面積
 - (6) 建物の構造
 - (7) 中核となる施設の構造
- 4 事業実施計画
 - (1) 補助事業の着手（予定）年月日
 - (2) 補助事業の完了（予定）年月日
 - (3) 施設の利用開始（予定）年月日
- 5 添付書類
 - (1) 補助事業の実施場所の付近見取図
 - (2) 建物等の配置図、各階平面図
 - (3) 中核となる施設の配置図、構造図
 - (4) 事業計画の概要等についてパワーポイントなどを活用した説明資料

別紙2 経費の配分調書

経費の配分調書

総括表

(単位：円)

経費の区分	総事業費 (A)	補助対象経費 (B)	補助率 (C)	算定額 (D=B×C)	補助金申請額 (E)	備考
工事費						
機械装置費						
設計費						
諸経費						
小計						
消費税相当額						
合計						

支出内訳明細書

(1) 工事費

工種別	工事別	種別	仕様	数量	単価	金額	積算根拠
〇〇設備工事					円	円	
	土木工事費	掘削		m ³			
						
		小計					
	機械工事費					
		小計					
		合計					
△△設備工事							
	機械工事						
共通仮設費							
		合計					
現場管理費							
		合計					
一般管理費							
		合計					
		総合計					

* 工事費については、請負、直営の別を明らかにすること。

(2) 機械装置費

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	積算明細
			円	円	
合 計					

*機械装置費については、現場渡し価格とすること

(3) 設計費

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	積算明細
			円	円	
合 計					

(4) 諸経費

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	積算明細
			円	円	
合 計					

(様式第2)

岡山県指令第 号

事業者名

年度循環型社会形成モデル事業施設整備費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった平成 年度循環型社会形成モデル事業施設整備費補助金については、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知します。

令和 年 月 日

岡山県知事

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和 年 月 日付けで申請のあった申請書に記載されたとおりとする。
- 2 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補 助 対 象 経 費	円
補 助 金 の 額	円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによる。
- 3 補助対象経費の配分及び配分された経費に対応する補助金の額は、申請書記載のとおりとする。
- 4 補助金の額の確定は、前記2の補助金の額と実支出額に補助率を乗じて得た額のいずれか低い額とする。
- 5 補助事業者は、岡山県補助金交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第8条から第20条の規定及び循環型社会形成推進モデル事業施設整備費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

(様式第3)

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

補助事業者 住所
事業者名
代表者氏名

令和 年度循環型社会形成推進モデル事業施設整備費補助金
に係る補助事業（内容・経費の配分）の変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった上記補助金に係る補助事業の（内容・経費の配分）を次のとおり変更したいので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第10条の規定に基づき、承認を申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響

（注1）事業の内容を変更する場合にあっては、様式第1の別紙1事業計画書に変更後の内容を記載して添付すること。

（注2）経費の配分を変更する場合にあっては、様式第1の別紙2経費の配分調書に変更前後の額を（ ）書きで区分の上、記載して添付すること。（ ）は変更前とする。

（注3）中止又は廃止にあっては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

(様式第4)

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

補助事業者 住所
事業者名
代表者氏名

令和 年度循環型社会形成推進モデル事業施設整備費補助金
に係る補助事業（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった上記補助金に係る補助事業を次の理由により（中止・廃止）したいので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第10条の規定に基づき、承認を申請します。

記

- 1 （中止・廃止）する理由
- 2 （中止の期間・廃止の時期）
- 3 （中止・廃止）後の措置

（注）説明書類を添付すること

(様式第5)

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

補助事業者 住所
事業者名
代表者氏名

令和 年度循環型社会形成推進モデル事業施設整備費補助金
に係る補助事業遅延等報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった上記補助金に係る補助事業について、次のとおり事故があったので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第12条第2項の規定に基づき、報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 事故の原因及び内容
- 3 事故に係る措置
- 4 補助事業の遂行及び完了の予定

(注) 遅延（事故）等の理由を立証する書類を添付すること。

(様式第6)

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

補助事業者 住所
事業者名
代表者氏名

令和 年度循環型社会形成推進モデル事業施設整備費補助金事業状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった上記補助金に係る補助事業について、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第11条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1 補助金の交付状況（ 年11月末現在）

交付決定額	概算払年月日	概算払済額	計画執行額 (補助対象)	執行率
円		円		

2 補助事業の遂行状況（実施状況の経過と今後の計画等）

(様式第7)

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

補助事業者 住所
事業者名
代表者氏名

令和 年度循環型社会形成推進モデル事業施設整備費補助事業実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった上記補助金に係る補助事業を、平成 年 月 日に完了(廃止)したので、岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号)第13条の規定に基づき、次のとおりその実績を報告します。

記

1 実施した補助事業

(1) 補助事業の内容

別紙1 事業実績書記載のとおり。

(2) 補助事業の効果

2 補助事業の収支決算

(1) 精算金額

円(うち消費税相当額 円)

(2) 交付決定額

円

(3) 概算払済額

円

別紙2 補助金収支決算調書記載のとおり。

(注1) 別紙1 事業実績書は、様式第1の別紙1 事業計画書に準じて作成すること。

(注2) 当該年度に財産を取得しているときには、様式第12による取得財産等明細表を添付すること。

(注3) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額 - 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 = 補助金額

別紙2 補助金収支決算調書

1 収入

(単価：円)

項目	金額
補助事業者充当額	
補助金充当額	
その他公的補助充当額 (岡山市・倉敷市に限る)	
合計額	

2 支出

総括表

(単価：円)

経費の区分	総事業費		補助対象経費				補助金充当額	
	計画額	実績額	計画額	流用額	流用後額	実績額	交付決定額	実績額
小計								
消費税相当額								
合計								

(注) 各経費の配分ごとの実績の内訳を記載した書類を添付すること。

(様式第8)

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

補助事業者 住所
事業者名
代表者氏名

令和 年度循環型社会形成推進モデル事業施設整備費補助金精算（概算）払請求書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった上記補助金について、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第15条の規定に基づき、次のとおり請求します。

記

1 精算（概算）払請求金額 円

2 請求金額の算出内訳（概算払の請求をするときに限る。）

（概算払の場合）

（単位：円）

交付決定額		前回までの金額		今回対象の金額		支払済 補助金額	請求額
補助対象額	補助金の額	補助対象 支出済額	所要 補助金 ①	補助対象 支出済額	所要 補助金 ②		
						③	②-③

3 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）

4 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

(様式第9)

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

補助事業者 住所
事業者名
代表者氏名

令和 年度循環型社会形成推進モデル事業施設整備費補助金に係る
消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

循環型社会形成推進モデル事業施設整備費補助金交付要綱第15条第1項の規定に基づき、次の
とおり報告します。

記

- | | |
|---|---|
| 1 補助金額 (交付要綱第13条による額の確定額) | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に
係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に
係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 (3-2) | 円 |

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。

(様式第10)

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

補助事業者 住所
事業者名
代表者氏名

令和 年度循環型社会形成推進モデル事業施設整備費補助金
に係る取得財産等の処分等承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった上記補助金に係る取得財産等について、次のとおり処分等を行いたいので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第20条の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 品目及び取得年月日

2 取得価額及び時価 円

3 処分等の方法

4 処分等の理由

(様式第 1 1)

取 得 財 産 等 管 理 台 帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	補助率	備考
				円	円					

(注 1) 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第 1 6 条第 1 項に定める処分制限額以上の財産とする。

(注 2) 財産名の区分は、(ア) 事務用備品、(イ) 事業用備品、(ウ) 書籍、資料、図書類、(エ) 無体財産権 (工業所有権等)、(オ) その他の物件 (不動産及びその従物) とする。

(注 3) 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

(注 4) 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(様式第12)

取得財産等管理明細表（令和 年度）

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	補助率	備考
				円	円					

(注1) 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第16条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。

(注2) 財産名の区分は、(ア) 事務用備品、(イ) 事業用備品、(ウ) 書籍、資料、図書類、(エ) 無体財産権（工業所有権等）、(オ) その他の物件（不動産及びその従物）とする。

(注3) 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

(注4) 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(様式第13)

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

補助事業者 住所
事業者名
代表者氏名

令和 年度循環型社会形成推進モデル事業施設整備事業費補助金に係る
事業経過報告書

循環型社会形成推進モデル事業施設整備事業費補助金交付要綱第20条第2項の規定に基づき、
年度の状況について次のとおり報告します。

記

- 1 補助年度等
 年度補助金
 年 月 日付け 第 号で交付決定分
- 2 補助事業目的、内容
- 3 事業の状況
 (1) 現在の状況

 (2) 今後の予定
- 4 工業所有権等
 * 特許権、実用新案等があれば、種類と番号等を記載